

治山事業の事業区分と採択基準

(1) 国庫補助事業

	事業区分	事業内容	主な採択基準	事業主体	負担区分		主な工種
					国	県	
補 助 事 業	治山等激甚災害対策特別緊急 (治山等激甚災害対策特別緊急事業)	激甚な災害が発生した地区において、災害関連緊急治山事業に引き続き再度災害を防止するため、緊急かつ集中的に行う荒廃地等の復旧整備	緊急治山を実施全壊 50 戸(浸水 2,000 戸)以上の地区 人家 10 戸以上 等 主要公共施設 全体対策 10 億円以上	県	55	45	治山ダム工 土留工
	山地治山総合対策 (復旧治山事業)	水源の涵養及び山地災害の防止のために行う荒廃山地の復旧整備	1,2 級河川上流 人家 10 戸以上 主要公共施設 農地 等 全体計画 7,000 万円以上	県	50	50	治山ダム工 土留工 落石防止柵工 森林整備等
	(山地災害重点地域総合対策事業)	リモートセンシング技術等を活用した調査を実施し、又は既存の計測結果を活用して、崩壊地、溪流荒廃地又は崩壊のおそれのある箇所を分析するとともに、必要に応じて山地災害危険地区の判定及び見直しを行い、工事計画を策定するための調査及び重点地域総合治山対策	1,2 級河川上流 人家 10 戸以上 主要公共施設 農地 等 全体計画 2 億円以上	県	50	50	治山ダム工 土留工 落石防止柵工 森林整備等
	(緊急総合治山事業)	災害関連緊急治山事業を実施した地区等での荒廃山地の復旧整備	災害関連緊急治山事業を実施した地区でおおむね 3 年度以内 年度計画 山腹 800 万円以上 溪間 1,500 万円以上 または 全体計画 山腹 2,500 万円以上 溪流 4,500 万円以上	県	50	50	治山ダム工 土留工 落石防止柵工 森林整備等

補 助 事 業	(緊急予防治山事業)	山地災害の防止のため に行う荒廃危険山地の 崩壊等の予防のための 整備	山地災害危険地区 (a1-a2)及びその上流 部に位置する山地等 人家 10戸以上 等 年度計画 山腹 800万円以上 溪間 1,500万円以上 または 全体計画 山腹 2,500万円以上 溪流 4,500万円以上	県	50	50	治山ダム工 土留工 落石防止柵工 森林整備等
	(緊急機能強化・老朽化対策)	既存治山施設の機能強 化対策	山地災害危険地区 (a1-a2)及びその上流 部に位置する山地等 年度計画 200万円以上等	県	50	50	治山ダムの増 厚・嵩上
	(地すべり防止事業)	地すべり防止区域内の 地すべり防止工事を実 施	1,2級河川上流 人家 10戸以上 主要公共施設 農地 等 全体計画 1億円以上	県	50	50	土留工 集水井 ホーリング暗渠工 等
	(緊急総合地すべり防止事 業)	災害関連緊急治山事業 を実施した地区等での 地すべり防止工事を実 施	災害関連緊急治山事 業を実施した地区で おおむね3年度以内 年度計画 山腹 800万円以上 溪間 1,500万円以上 または 全体計画 山腹 2,500万円以上 溪流 4,500万円以上	県	50	50	土留工 集水井 ホーリング暗渠工 等
	(防災林造成事業) (海岸防災林造成事業)	高潮・津波、風浪等によ る被害の防備のための 海岸防災林の造成、これ と一体的に行う機能の 低位な森林の整備	人家 10戸以上 主要公共施設 海岸防災林延長 100m につき後方 2ha 以上の 農地 等 年度計画 500万円以上	県	50	50	防潮護岸工 堆砂工 防風工 植栽工等

<p>(保安林整備事業) 〈保安林総合改良事業〉</p>	<p>保安林の改良整備及び 複層林への誘導・造成に 係る保安施設整備</p>	<p>1,2 級河川上流 人家 10 戸以上 主要公共施設 等 年度計画 200 万円以上</p>	<p>県</p>	<p>50</p>	<p>50</p>	<p>編柵工 排水工 植栽工等</p>
<p>〈保安林買入事業〉</p>	<p>保安林の買入</p>	<p>保安林 (第 1 号～第 7 号等) 対象面積 50ha 以上 等</p>	<p>県</p>	<p>1/3</p>	<p>2/3</p>	
<p>〈保育事業〉</p>	<p>保安林の保育</p>	<p>特定保安林対象面積 50ha 以上 治山事業による保育 を必要とする面積 5ha 以上</p>	<p>県</p>	<p>1/3</p>	<p>2/3</p>	
<p>(流域保全総合治山等事業)</p>	<p>流域保全上重要な水系 の上流域の森林等にお ける筋工・柵工と組合 せて実施する保安林整備 等</p>	<p>1,2 級河川上流に位置 し, 事業対象地域の保 安林 30ha 以上 全体計画 3,000 万円以上</p>	<p>県</p>	<p>50</p>	<p>50</p>	<p>筋工・柵工 森林整備等</p>

(2) 国庫交付金事業

	事業区分	事業内容	主な採択基準	事業主体	負担区分		主な工種
					国	県	
交 付 金 事 業	農山漁村地域整備交付金 (予防治山事業)	山地災害の防止のため に行う荒廃危険山地の 崩壊等の予防のための 整備	山地災害危険地区 1,2級河川上流 人家10戸以上 主要公共施設等 年度計画 山腹800万円以上 溪流1,500万円以上 または 全体計画 山腹2,500万円以上 溪流4,500万円以上	県	50	50	治山ダム工 土留工 落石防止柵工 森林整備等
	(地域防災対策 総合治山事業)	荒廃山地等の復旧整備 のため緊急に行う総合 的な山地災害危険地対 策	山地災害危険地区 人家50戸以上 全体計画 2億円以上	県	50	50	治山ダム工 土留工
	(機能強化・ 老朽化対策事業)	既存治山施設の機能強 化対策	山地災害危険地区 人家10戸以上 年度計画 200万円以上	県	50	50	治山ダムの増厚 ・嵩上
	(森林土木効率化等 技術開発事業)	新技術を活用した工法, 木材利用の拡大を図る 工法等の開発普及を図 るモデル事業	復旧治山の採択を満 たす地域 全体計画 3億5千万円以上	県	50	50	治山ダム工 土留工
	(林地荒廃防止事業)	激甚災害等により被災 したの地域等において, 風倒木や流木等に起因 する山地災害を未然に 防止するための山地災 害危険地対策	人家5戸以上 主要公共施設等 年度計画 400万円以上	県	50	50	風倒木・流木の 処理

交 付 金 事 業	(山地防災力強化総合 対策治山事業)	山地災害危険地区が複数存在する地域において、地域住民と協働で減災計画を策定する総合的な治山対策	人家10戸以上 主要公共施設 3地区以上の危険地区 住民参加型の対策 全体計画 7,000万円以上	県	50	50	治山ダム工 土留工
	(共生保安整備事業)	保安林の機能を多目的かつ高度に発揮させるための造成改良整備	3ha以上の公有保安林等 森林整備を総合的に実施する必要のあるもの 年度計画 1,500万円以上	県	50	50	自然林造成 自然林改良 管理車道 作業施設等
	(保安林管理道 整備事業)	山地治山事業の重点実施地域で行なう保安林管理道の開設・改良	山地治山事業の重点実施地域 事業地域面積50ha以上、うち50%以上が保安林 全体計画 5,000万円以上	県	50	50	開設・改良

(3) 県単治山事業

	事業区分	事業内容	主な採択基準	事業主体	負担区分		主な工種
					国	県	
県 単 事 業	山地治山事業	山地における小規模な荒廃林地の防災工事	国補事業の対象とならない小規模な山地の荒廃林地等	県	—	100	土留工 護岸工 植栽工等
	海岸防災林造成事業	海岸における小規模な荒廃林地の防災工事	国補事業の対象とならない小規模な海岸の荒廃林地等	県	—	100	砂丘造成工 消波根固工等
	保安林整備事業	機能が低下した保安林の植栽や保育	国補事業の対象とならない小規模な機能が低下した保安林	県	—	100	植栽工 本数調整伐 下刈

(4) 国庫災害関係事業

	事業区分	事業内容	主な採択基準	事業主体	負担区分		主な工種
					国	県	
災 害 関 係 事 業	災害関連緊急治山事業	災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地を当該災害発生年に緊急に行う復旧整備	降雨，暴風，波浪等による災害 ・24時間雨量80mm以上 ・時間雨量20mm以上 ・最大風速15m以上 公共の利害に密接に関係を有し、民生安定上放置しがたいのもの ・県道以上、迂回路のない市町村道 ・主要公共施設 ・人家10戸以上等 ・農地等 1箇所600万円を超えるもの ＊現年災害のみ	県	2/3	1/3	治山ダム工 土留工等
	災害関連緊急地すべり防止事業	地すべり防止区域内において、災害により新たに発生し、又は拡大した地すべり地を当該災害発生年に緊急に行う復旧整備	降雨による地すべり災害 ・24時間雨量80mm以上 ・時間雨量20mm以上 で5日以内に発生した地すべり 次期降雨、地下水等により地すべりの拡大により被害を与える恐れがあるもの ・県道以上、迂回路のない市町村道 ・主要公共施設 ・人家10戸以上等 1箇所600万円を超えるもの ＊現年災害のみ	県	2/3	1/3	治山ダム工 土留工 集水井 暗渠工等
	【治山施設災害復旧】 林地荒廃防止施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	県が施行管理する治山施設が被災した場合の復旧事業	降雨，暴風，波浪等による災害 ・24時間雨量80mm以上 ・1時間雨量20mm以上 ・最大風速15m以上 1箇所の工事費が120万円以上 ＊現年災害のみ	県	2/3	1/3	治山ダム工 土留工 防潮護岸工 人工砂丘等の復旧

<p>災 害 関 係 事 業</p>	<p>治山施設災害関連事業</p>	<p>林地荒廃防止施設災害復旧の施工のみでは、再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合に、これと合併して行う当該施設又はこれを含めた一連の施設の改良事業</p>	<p>林地荒廃防止施設災害復旧事業箇所全体工事費のうち災害関連工事費の占める割合が5割以下、かつ工事費が800万円以上</p>	<p>県</p>	<p>1/2</p>	<p>1/2</p>	<p>治山ダム工 土留工 防潮護岸工 人工砂丘等の 復旧</p>
----------------------------------------	-------------------	------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------	----------	------------	------------	--------------------------------------------------